

No.	化学製剤名	輸出令別表第1の項番(上段)、貨物等省令条番号(下段)			データシート No.	
		3項(1)				
		第2条第1項一号	第2条第1項二号	第2条第1項三号		
51	2-クロロエチル-N-イソプロピル-N-メチルアミン塩酸塩	—	—	ヲ	>10%	2-3-12-13
52	2-クロロエチル-N-イソプロピル-N-エチルアミン					2-3-12-14
53	2-クロロエチル-N-イソプロピル-N-エチルアミン塩酸塩					2-3-12-15
54	N,N-ジアルキルアミノエタン-2-オール(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類 ※	—	—	ワ	>10%	2-3-13-1
55	2-エチル=メチルアミノエタノール					2-3-13-2
56	2-ジプロピルアミノエタノール					2-3-13-3
57	2-ジプロピルアミノエタノール塩酸塩					2-3-13-4
58	2-ジイソプロピルアミノエタノール					2-3-13-5
59	2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩					2-3-13-6
60	2-プロピル=メチルアミノエタノール					2-3-13-7
61	2-プロピル=エチルアミノエタノール					2-3-13-8
62	2-イソプロピル=メチルアミノエタノール					2-3-13-9
63	2-イソプロピル=エチルアミノエタノール					2-3-13-10
64	2-イソプロピル=プロピルアミノエタノール	2-3-13-11				
65	N,N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。2-ジイソプロピルアミノエタンチオールを含む。)及びそのプロトン化塩類(2-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。) ※	—	—	カ	>10%	2-3-14-1
66	2-ジメチルアミノエタンチオール					2-3-14-2
67	2-ジメチルアミノエタンチオール塩酸塩					2-3-14-3
68	2-ジエチルアミノエタンチオール					2-3-14-4
69	2-ジエチルアミノエタンチオール塩酸塩					2-3-14-5
70	2-ジプロピルアミノエタンチオール					2-3-14-6
71	2-ジイソプロピルアミノエタンチオール					2-3-14-7
72	2-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩					2-3-14-8
73	2-エチル=メチルアミノエタンチオール					2-3-14-9
74	2-イソプロピル=メチルアミノエタンチオール					2-3-14-10
75	2-エチル=イソプロピルアミノエタンチオール					2-3-14-11
76	2-イソプロピル=プロピルアミノエタンチオール	2-3-14-12				
77	ビス(2-ヒドロキシエチル)スルフィド	—	—	ヨ	>10%	2-3-15
78	3,3-ジメチルブタン-2-オール	—	—	タ	>10%	2-3-16
79	塩化ホスホリル	—	—	レ	>30%	2-3-17
80	三塩化リン	—	—	ソ	>30%	2-3-18
81	五塩化リン	—	—	ツ	>30%	2-3-19
82	亜リン酸トリメチル	—	—	ネ	>30%	2-3-20
83	亜リン酸トリエチル	—	—	ナ	>30%	2-3-21
84	亜リン酸ジメチル	—	—	ラ	>30%	2-3-22
85	亜リン酸ジエチル	—	—	ム	>30%	2-3-23
86	一塩化硫黄	—	—	ウ	>30%	2-3-24
87	二塩化硫黄	—	—	キ	>30%	2-3-25
88	塩化チオニル	—	—	ノ	>30%	2-3-26
89	エチルジエタノールアミン	—	—	オ	>30%	2-3-27
90	メチルジエタノールアミン	—	—	ク	>30%	2-3-28
91	トリエタノールアミン	—	—	ヤ	>30%	2-3-29

「なし」:含有率による規制除外規定はない(少しでも左欄に示す物質を含むと規制の対象となる)。

>10%:「重量比で10%を超える」を意味する。

>30%:「重量比で30%を超える」を意味する。

※ 物質群の総称名

注)2. 6に掲載した「化学品混合物への10%規定の適用について」で「貨物の価額の10%を超えない場合」が挙げられているが、本ガイドスの対象貨物については、従来通り重量比による濃度で該非が決まるので、混同しないように注意が必要である。